



1 甲は、自分自身あるいは家族に、下記に定める感染症、もしくはその疑いがある場合は、公衆衛生法に則り、事前に乙に電子的又は書面にて乙に連絡し、乙が本サービスの実施が可能か否かを甲は乙に確認する事とします。なお、乙が実施可能な場合は、追加料金を支払うこととします。

感染症インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日ばしか）、水疱（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、流行性嘔吐下痢症、手足口病など。

2 甲又は乙は、本サービス実施日より3日以内に、甲自身及びその家族、あるいは乙自身又は同席の家族が、上記感染症を発症した場合、相手方に対し、その旨を連絡するものとします。

#### 第6条（事故発生時の損害賠償）

1 乙は、善良な管理者としての注意義務をもってその業務を行います。

2 甲は、事故が発生しないよう、本サービスの実施場所に危険物がないよう配慮し、移動不可の危険物又は貴重品については、その取り扱いを乙に事前に電子的又は書面にて連絡する事とします。

3 乙が、本サービス提供するにあたり、赤ちゃん等のアレルギー、持病など特殊な事情により事故が発生した場合でも、その特殊事情と乙がそれに関して配慮すべき行動等につき、甲が事前に書面で乙に伝えていない場合は、乙は、その責任は負いません。

4 万一、乙の責めに帰すべき理由によって事故が発生した場合、乙は、加入している損害保険契約に基づいて支払われる保険金をもって、その損害を補填するものとし、損害賠償金額は、同保険金額をもって限度とします。

#### 第7条（個人情報の取り扱い）

乙は、甲より取得した個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き第三者に提供開示をしません。

1. 乙の顧客管理、または、サービス向上のため社内秘として扱う場合。
2. 複数の担当者によるサービス提供に必要な情報共有目的の場合。
3. 甲の同意を得た場合。
4. 法令により開示が求められた場合。
5. 児童福祉法、児童虐待防止法などにより乙に通告義務が発生する場合。

#### 第8条（紛争解決）

1 本契約に定めのない事項につき紛争が生じた場合、双方が誠意をもって協議します。

2 本契約に関する準拠法は日本法とし、これに関する紛争は、（東京地方裁判所／本契約上のご利用者様の住所を管轄する地方裁判所）を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上、本サービスについて説明を受け了解したので利用を申込みます。

お客様(甲) \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

郵便番号 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 緊急連絡先（契約者以外） \_\_\_\_\_

担当者(乙) 135-0046 東京都江東区牡丹 1-9-4-101

株式会社イマココ・クリエイト \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

